

淀川水系流域委員会 第 6 回水位操作WG 検討会 (2006. 12. 8) 結果報告		2006. 12. 21 庶務発信
開催日時	2006 年 12 月 8 日 (金) 13 : 35~16 : 30	
場 所	コラボしが 21 3 階 中会議室 2	
参加者数	委員 7 名 河川管理者 22 名 一般傍聴者 6 名	
<p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回のWG 検討会に向けて、論点をとりまとめてML で配信する。意見があればML にて提出する。 <p>2. 検討の概要</p> <p>① 河川管理者による資料説明と質疑応答</p> <p>河川管理者より資料 1 「資料 27 (追加) 琵琶湖沿岸部の内水排除施設について」について説明がなされた。</p> <p>② 水位操作WG 意見書論点整理</p> <p>WG リーダーより、資料 2-1-1 「水位操作WG 論点 1207」について説明がなされた後、意見交換がなされた。その後、資料 2-1-3 「綾委員からの意見」(治水について)、資料 2-2 「意見書項目担当委員からの意見」(利用) について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位操作試行では、常時満水位 BSL+0. 3m を柔軟に運用してきた。これが洗堰操作規則に抵触していないということであれば、常時満水位を BSL+0. 1m で運用しても操作規則に抵触しないのか。 <ul style="list-style-type: none"> ← 水位試行操作以前は、雪解け水によって回復する琵琶湖の水位を BSL+0. 3m まで上昇させてワンタッチした後、水位を低下させてきた (BSL+0. 3m はその切り替えの目標点として使ってきた)。これまでの試行操作の中で、「6 月 16 日に BSL-0. 2m」を必ず確保するために、渇水状態を考慮しつつ少なくともどれだけ水位を上げられるかを再計算した結果、運用上は BSL+5cm を確保しておけばおそらく大丈夫だろうということがわかった。現在、BSL+0. 3m はこれを超えると浸水エリアが発生する恐れがあるために全開放流の基準として使っている。常時満水位を BSL+0. 3m から BSL+0. 1m へ変更したとすると、BSL+0. 1m に上昇したら全開放流で下げるることとなるが、試行操作の結果では、そのような操作はすべきではないだろうと思っている。操作規則を変えるとすれば、これまでの試行操作を操作規則に位置付ける必要があるだろうと考えている (河川管理者)。 ・ 第一期河水統制事業における BSL+0. 3m とその後の BSL+0. 3m では意味が違うと考えてよいのか。つまり、利水開発や洪水調節機能の増大がなされ BSL+0. 3m に固執しなくてもよい状況になったにもかかわらず、そのまま残っていると理解してよいのか。それとも、今も BSL+0. 3m には合理的な意味があると理解してよいのか。 <ul style="list-style-type: none"> ← 当時の施政者がどう考えたのかは記録に残っていないので答えられないが、結果として残っているデータから判断すれば、平均的な高めの水位が BSL+0. 3m なのでこれを冬期に確保しようという考えがあり、その後、新しい計画を立てる際にもこの数値を引き継いだのではないかと思われる (河川管理者)。 ・ 現状で常時満水位 BSL+0. 3m は滋賀県にとってどういう意味があるのか。 <ul style="list-style-type: none"> ← 「滋賀県にとって」という言い方が判断しかねるところだが、例えば、冬期の浜欠けの観点から言えば BSL+0. 3m は高い水位と言われている。ヨシの育成をしている住民からは冬期の水位をもっと下げてくれという意見が出されている (河川管理者)。 ・ 夏期制限水位を ± 0 cm にした場合のデータが不十分なので、これまでの水位試行操作とは違ったパターンで試行してみてもどうか。魚類が遺伝的に 6 月以降に産卵しなくなっているかもしれない、制限水位を ± 0 cm に変更しても産卵しないかもしれない。魚類は水位が 10cm 上がった 1 ~ 2 日後に産卵しているのではないかとわかってきたので、魚類の遺伝的な特性がどこまで損なわれているかを調査するために、水位が高い冬期に水位変動の試行 (数回の水位上昇と低下) ができないか。本来であれば、6 月以降に制限水位以上にあげなければならないが、非常に難しいので、冬期に水位変動の試行ができないか。 <ul style="list-style-type: none"> ← 意図的に水位を上昇させることは、降雨による上昇しかできない。やるとしても、平成 16 年のように水位が上がったのはよいが、下げるタイミングを失ってどんどん上がってしまうことが懸念される。確かに今年は 7 月末に水位が上がったにもかかわらず春先の産卵数よりも少なかった。操作規則制定前との違いは、雨が降って水位は上がるが速やかに水位を下げてしまうので、水位上昇の絶対値が小さくなった、あるいは水位が上昇している期間が短くなったという点だろう。「水位変動のリズムの消失」について、審議資料 2-1-1 「水位操作WG 論点 1207」には誤解のないよう記載をお願いしたい (河川管理者)。 ・ 制限水位を ± 0 cm にした場合に増加する浸水深が被害額にどのような影響を及ぼすのか。迎洪水位は下がっている (実際には BSL-0. 3cm 以下なので)、制限水位を 0. 3m 上げたからといって、洪水時の水位が 0. 3m 上がるわけではない。滋賀県がどこまで受忍できるのかを検討してみる必要があるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ← 滋賀県にとっての制限水位を ± 0 cm に変更するメリットは「琵琶湖の価値」だ。一定の治水を犠牲に 		

しても「琵琶湖の価値」(生物、資源、環境)を滋賀県として守っていくことが重要だという認識が生まれなければ、政治的な決着にはならない。ただ、歴史的に滋賀県は下流に強いいられてきた以上、河川法に環境が入ったからといって、すぐには、環境にとって望ましい制限水位に変更することへの社会的な合意はとれない。流域委員会は説得力ある論理によって、利水・治水・環境でそれぞれ我慢して、環境に一定の配慮をした水位操作にしていけないといけないという議論を意見書で展開できるかどうか。できなければ、今回の意見書は論点整理に終わってしまう。

←制限水位を±0 cm にあげた場合のシミュレーションはすでに示している。何らかの治水対策なしに制限水位を上げるのは非常に難しい(河川管理者)。

←一期制限水位を上げるメリットは下流の利水だけだ。あげればあげるほど下流に有利になるので、滋賀県にとっては容認しがたいだろう。何らかの配慮がいる。

- ・制限水位をあげるためには増大する治水リスクへの対応が必要になるというのは、整備計画の枠内では当然だが、流域政策を整備計画の枠内でやっていくのかどうかということだ。整備計画では、別の枠組み(金銭的補償等)を想定しておらず、整備計画自体が未熟だと言える。制度が不十分である以上、河川管理者だけで「当事者が一定満足できる、一定受忍できる」レベルまでやろうとしても出口は見つからない。例えば、ダム の 代替案よりもダム建設の方が安いということになってしまう。その際にも、環境を大きく損なうダム計画を避けるメリットも含めたコスト計算をしないとイケないが、整備計画ではそこまで想定されていない(利水者のダム撤退も想定されていない)。整備計画が制度として不十分という議論は十分に成り立つ。また、湖岸域まで都市が進出してきた地域での対応例として、インドのポパール湖がある。国が不法占拠してきた住民を手当して、今は立派な森林になっている。ドイツのコンスタンツ湖は確か100年計画で幅広い浸水域を確保しようとしている。長期的に浸水域を確保することが整備計画でできるかどうか。琵琶湖でどう考えていくか。

←洗堰操作規則と新河川法には相容れない部分があるので、新しいパラダイムが必要だ。そこに乗り込んでいくという意見書にしなければならない。

- ・制限水位をあげるために必要な治水リスク対策は、治水の根本的な考え方を変えないとどうしようもない。琵琶湖周辺に限っていえば、やはり環境を重視しないとイケない。治水はこれまでの努力によってかなりのレベルに達してはいるが、貯水施設は普段は役に立たない。流域対応(道路嵩上げ等)は普段でも役に立つ。本気で「溢れる治水」をやるなら、琵琶湖をモデル地区にして欲しい。
- ・洗堰の放流能力を高める対策は、制限水位をあげるための治水リスク増大対策にはならないのか。
 - ←異常渇水対策容量を琵琶湖で確保するために琵琶湖の水位をどれだけあげられるかを検討した。制限水位をあげるための対策としては、琵琶湖の洪水時の水位上昇パターンから事前放流による方式とダムによる方式の両方が必要であると考えている。両方を併用して最大7 cm 上げられるという説明をダム方針の説明で行った(河川管理者)。
- ・資料2-1-1 P4 のプロジェクトチームの説明箇所には、滋賀県の考えも記載しておかないといけない。
- ・滋賀県にとって全閉操作を容認できないのは当然だが、下流が危険かどうかの判断が進歩しているので、今後、全閉操作の回数がより少なくなるかもしれない。
 - ←全閉操作の条件は基本的には淀川だが、数値的な条件は枚方地点と天ヶ瀬ダムだ。過去数回の全閉操作を行っているが、いずれも操作規則ができる前で明確な規則がなく、非常に混乱した。最近、枚方地点の水位上昇による全閉は行っていない。昭和40年、昭和47年は、天ヶ瀬ダムがパンクしそうになったため全閉が行われた(河川管理者)。
- ・資料2-2の「利用」に関する意見は問題意識として指摘したものなので、意見書にとって不要な部分や誤認があれば削除して頂きたい。

③ 一般傍聴者からの意見聴取：2名から発言がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・ダム管理例規集に記載されている規則と操作規則変更には整合性があるのか。また、「滋賀県知事が大戸川ダムは将来的に必要という国の方針を支持した」という新聞記事があったが、河川管理者と相談の上なのか、滋賀県独自の考えなのか。議論しておかないといけない。
- ・流域委員会は、天ヶ瀬ダム再開発の目的の大部分を「琵琶湖の環境改善のため」と位置づけてきたが、今回の意見書では洗堰水位操作と天ヶ瀬ダム再開発の関連について意見を述べないのか。
 - ←水位操作で精一杯というのが現状だ。淀川の水位操作についてもどこまで書けるか分からない。水位操作と天ヶ瀬ダム再開発については、地域別部会で対応すべき課題ではないかと思っている(WGリーダー)。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。